大谷石利用促進補助金

ぜひ大谷石をご活用ください！

お部屋や事務所・店舗に

補助対象期間

2026年 4月1日（水） » 2027年 3月31日（水）

※対象石工事について，2026年４月1日以降に申請・着工し，2027年３月31日までに完了・請求するもの

申請対象者

①補助対象となる建物を所有または賃借している（所有又は賃借する予定がある方を含む）個人及び法人
②市税（市県民税，固定資産税，軽自動車税など）を滞納していないこと
※当該工事において，別途国、県の補助金等の交付を受ける方は対象外となります。

補助要件等

建物種類	補助要件	補助金額
居宅	内外装の材料として大谷石を５㎡以上利用した場合	補助対象経費の１０分の３（１０万円を上限とする）。 ただし外壁として５㎡以上利用した場合は上限を１５万円とする。 補助対象経費は大谷石を利用した際に要する経費（１㎡当たり工事単価は60,000円以下。ただし，仕上げ加工石の使用部分については１㎡あたり72,000円以下）
事務所・店舗 店舗併用住宅	内外装の材料として大谷石を１０㎡以上利用した場合	補助対象経費の１０分の３（３０万円を上限とする）。 補助対象経費は大谷石を利用した際に要する経費（１㎡当たり工事単価は60,000円以下。ただし，仕上げ加工石の使用部分については１㎡あたり72,000円以下）

<問い合わせ>
〒320-8540　宇都宮市　観光ＭＩＣＥ推進課　大谷振興室
宇都宮市旭１-１-５　TEL.028-632-2455 ✉u400018005@city.utsunomiya.tochigi.jp

▲申請書はこちら